



ひらつか

N e X T

ネクスト

平成 28～35 年度
平塚市総合計画



平 塚 市

= 計画の名称 =

この総合計画の名称は、次のとおりとします。

○ 名 称 ： 平塚市総合計画 ～ひらつか Ne▶T（ネクスト）～

『Ne▶T』とは、広域的な幹線道路の整備や、市内での新しいまちづくりの取組、さらには 2020 年に開催が予定される東京オリンピック・パラリンピックなど、本市の魅力を強く発信し、未来へ向けてさらに飛躍するための好機を踏まえ、まちづくりの次の段階へ進むことを意味しています。

また、『Ne▶T』は『Ne（=New、新しい）』と『T（=Traditional、伝統的、固有な）』を『▶（=×、掛ける）』で掛け合わせ、本市の魅力を一層高めるとともに、可能性を引き出す取組により、まちづくりを展開するという意味も含んでいます。

計画の策定に当たり

本市は、神奈川県南部の中央に位置し、都心方面への通勤など交通利便性に優れ、温暖な気候や穏やかな四季、海、川、里山など豊かな自然に恵まれた湘南の都市です。また、このような環境を活かし、産業、都市基盤が発達するとともに、文化、市民活動などの地域資源が充実するまちとして、今日まで発展してきました。

近年、本市では、少子高齢化の進展や産業構造の変化に加え、人口の減少が始まるなど、時代の大きな転換期を迎えています。先行き不透明な社会経済情勢の中、地域経済が発展しつづけ、市民の安心した出産、子育て、生活しやすい地域社会が形成されるためには、今後、解決していかなければならない課題が数多くあります。

一方、本市と北関東方面などを結ぶ広域的な幹線道路が整備されるとともに、新しいまちづくりへ向けた槌音が響き始めています。さらには、2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックなど、本市の存在感を内外へ強くアピールし、未来へ向けて大きく羽ばたく環境が整ってきました。

そのような状況の中、本市が持つ資源や魅力の一層の磨き上げに加え、新たな魅力の創出によって、「選ばれるまち・住み続けるまち」となり、さらには、子や孫へたしかかな平塚をつないでいくため、平成28年度から始まる新たな総合計画を策定しました。この計画では、市政運営を総合的に進めていくための分野別施策に加え、特に力を入れて取り組むべき事業を重点施策として位置付けており、今後は、市民の皆様の御協力をいただきながら、各施策に基づく取組をしっかりと進めてまいります。

結びに、計画の策定に当たり、市民意識調査や市民ワークショップ、中学生ワークショップ、パブリックコメントなどを通して、貴重な御意見をお寄せいただいた多くの皆様をはじめ、熱心に御議論いただいた総合計画審議会委員及び平塚市議会議員の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成28年2月

平塚市長 落合克宏

目次

序 論

第1章 はじめに.....	3
1 総合計画の策定趣旨.....	4
2 総合計画が果たす役割.....	5
3 総合計画の構成と計画期間.....	6
4 本市を取り巻く状況.....	7
5 「選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題.....	14
第2章 将来展望.....	15
1 人口の展望.....	16
2 土地利用の考え方.....	17
第3章 総合計画の実現に向けて	21
1 まちづくりの基本姿勢.....	22
2 総合計画の進行管理.....	24

基本計画

第1章 基本計画について	27
1 基本計画の概要.....	28
2 基本計画の体系図.....	32
第2章 重点施策.....	35
1 重点施策Ⅰ「強みを活かしたしごとづくり」	36
Ⅰ－(1) 基幹産業の競争力を強化する	36
Ⅰ－(2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる.....	37
Ⅰ－(3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する.....	37
2 重点施策Ⅱ「子どもを産み育てやすい環境づくり」	38
Ⅱ－(1) 若い世代の結婚・出産を支援する.....	38
Ⅱ－(2) 安心して子育てができる環境をつくる.....	39
Ⅱ－(3) 子どもの健やかな成長を支援する.....	39
3 重点施策Ⅲ「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」	40
Ⅲ－(1) 高齢者が活躍する機会をつくる	40
Ⅲ－(2) 高齢者の健康づくりを支援する	41
Ⅲ－(3) 地域が高齢者を支える環境をつくる.....	41
4 重点施策Ⅳ「安心・安全に暮らせるまちづくり」	42
Ⅳ－(1) 災害に強い地域づくりを推進する.....	42
Ⅳ－(2) 犯罪や消費者被害を防止する	43
Ⅳ－(3) 交通安全対策を推進する	43

第3章 分野別施策	45
1 分野別施策1「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」	46
1-① 子どもの学びを充実する	46
1-② 教育環境を充実する	48
1-③ 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する	50
1-④ 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する	52
1-⑤ 青少年の健全育成を推進する	54
1-⑥ 活発な市民の交流を促進する	56
1-⑦ 平和意識の普及・啓発を推進する	58
1-⑧ 人権尊重・男女共同参画を推進する	60
2 分野別施策2「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」	62
2-① 子育て支援を充実する	62
2-② 健康づくりを推進する	64
2-③ 地域福祉を充実する	66
2-④ 高齢者福祉を推進する	68
2-⑤ 障がい者福祉を推進する	70
2-⑥ コミュニティ活動を促進する	72
2-⑦ 防災対策を強化する	74
2-⑧ 災害に強いまちづくりを推進する	76
2-⑨ 日常生活の安心・安全を高める	78
2-⑩ 消防・救急体制を強化する	80
3 分野別施策3「自然と人が共生するまちづくり」	82
3-① 環境にやさしいまちづくりを推進する	82
3-② 自然環境の保全を推進する	84
3-③ 循環型社会の形成を推進する	86
3-④ 快適な生活環境の形成を推進する	88
3-⑤ 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する	90
3-⑥ 交通の利便性を高める	92
4 分野別施策4「活力とにぎわいのあるまちづくり」	94
4-① 産業の活性化を促進する	94
4-② 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	96
4-③ 工業を振興する	98
4-④ 農業・漁業を振興する	100
4-⑤ 観光を振興する	102
4-⑥ 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する	104
4-⑦ 新たな産業拠点の形成を推進する	106

資料編

1 平塚市総合計画策定の流れ	110
2 平塚市総合計画策定体制	111
3 平塚市総合計画審議会	112
4 平塚市総合計画策定委員会等	119
5 市民参加	123
6 用語解説	125

序 論

「序論」では、計画の構成や計画期間などを示すとともに、計画策定に際し踏まえるべき事項を整理し、本市の将来展望として、人口の展望や土地利用の考え方を示します。

第1章 はじめに

第2章 将来展望

第3章 総合計画の実現に向けて

本計画書内で、「※」がついている用語については、巻末の「用語解説」で取り上げていますのでご参照ください。なお、「※」は見開きの最初に出てくる用語に付けています。

序論 第1章

はじめに

- 1 総合計画の策定趣旨
- 2 総合計画が果たす役割
- 3 総合計画の構成と計画期間
- 4 本市を取り巻く状況
- 5 「選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

1 総合計画の策定趣旨

本市では、市政運営の総合的指針として、平成 19 年度から平成 28 年度を計画期間とする「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」を策定し、めざす都市の将来像に『ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか』を掲げ、地域力・市民力を活かしたまちづくりを進めてきました。

この間、本市を取り巻く状況では社会経済情勢が大きく変化し、以前から懸念されていた人口については、平成 22 年をピークとして減少傾向に転じるとともに、人口構成では、さらに少子高齢化が進展してきました。産業に目を向けると、本市の中心的な位置を占める製造業が平成 19 年から事業所数、従業者数ともに減少傾向となっています。このような中、財政状況では行財政改革の取組により健全な財政運営に努めてきましたが、依然厳しい状況が続いています。また、東日本大震災などの大規模災害を教訓に、より一層の安心・安全なまちづくりも求められるようになりました。

一方、道路インフラ*状況では、さがみ縦貫道路の全線開通など、広域的な幹線道路の整備が進み、以前にも増して、多くの人が本市を訪れることができるようになり、人の流れを呼び込むとともに産業の活性化にも繋がる好環境が生まれました。

国の動向に目を転ずれば、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。さらに、人口問題に対する基本認識を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と人口減少と地域経済縮小の克服などに対する基本的な考え方を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これらに基づき、地方自治体には地方版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の平成 27 年度中の策定が求められています。

このような時代背景を受け、本市が今後も持続可能な行財政運営をしていくためには、長期的な展望を見据えつつ、「選択と集中」の考え方を基本とし、施策を進めていく必要があります。

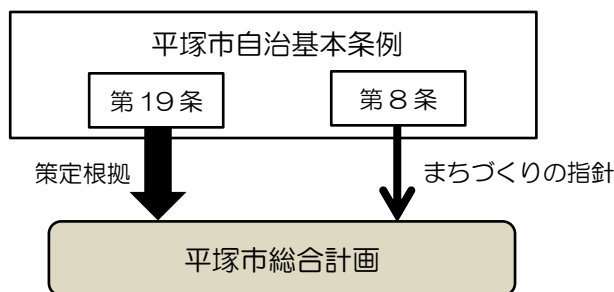
この総合計画は、国の「総合戦略」で重要課題となっている人口減少問題への対応や地方における安定した雇用の創出など、本市としても喫緊に取り組まなければならない施策を「重点施策」として位置づけ、効率的・効果的に施策展開を図ることを念頭に置き、平成 28 年度からの 8 年間の新たな計画として策定するものです。

2 総合計画が果たす役割

(1) 市政運営の基本となる方向性を示した最上位の計画

平塚市総合計画は、平塚市自治基本条例（以下、自治基本条例）第19条を策定根拠とする本市の最上位計画です。本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念をもち、まちづくりの推進を図っていくものです。

なお、本市の各部門における様々な計画や施策は、本計画に基づいて実施され、自治基本条例第8条に定めた「まちづくりの指針」の実現に向けて取り組むものです。



平塚市自治基本条例

<まちづくりの指針>

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

<総合計画等>

第19条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

(2) 国、県、近隣市町村などに本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画

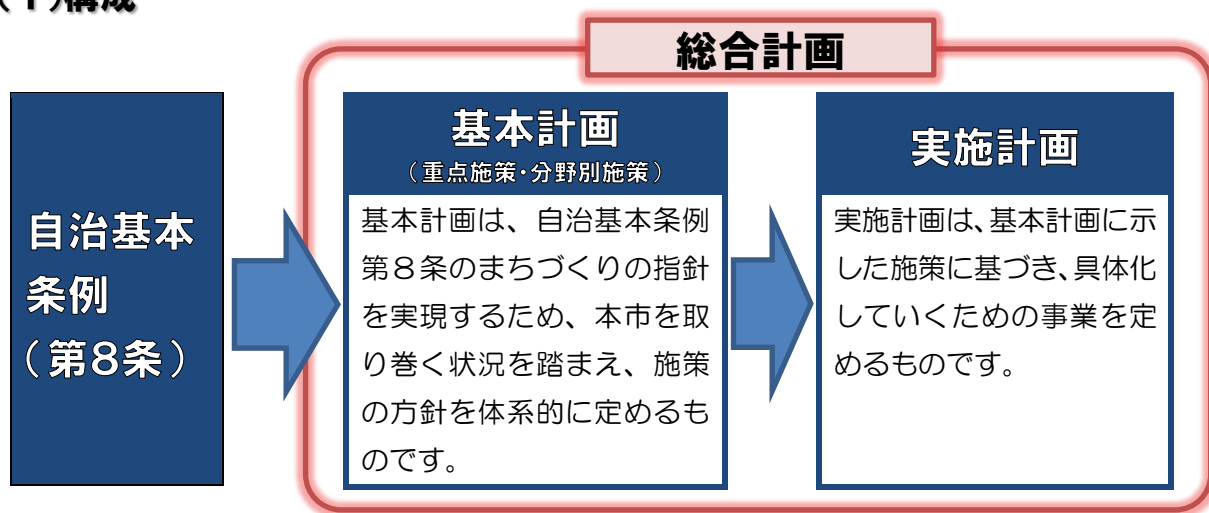
国、県、近隣市町村などに、計画実現に必要な協力・連携・調整を図るための基本となります。

3 総合計画の構成と計画期間

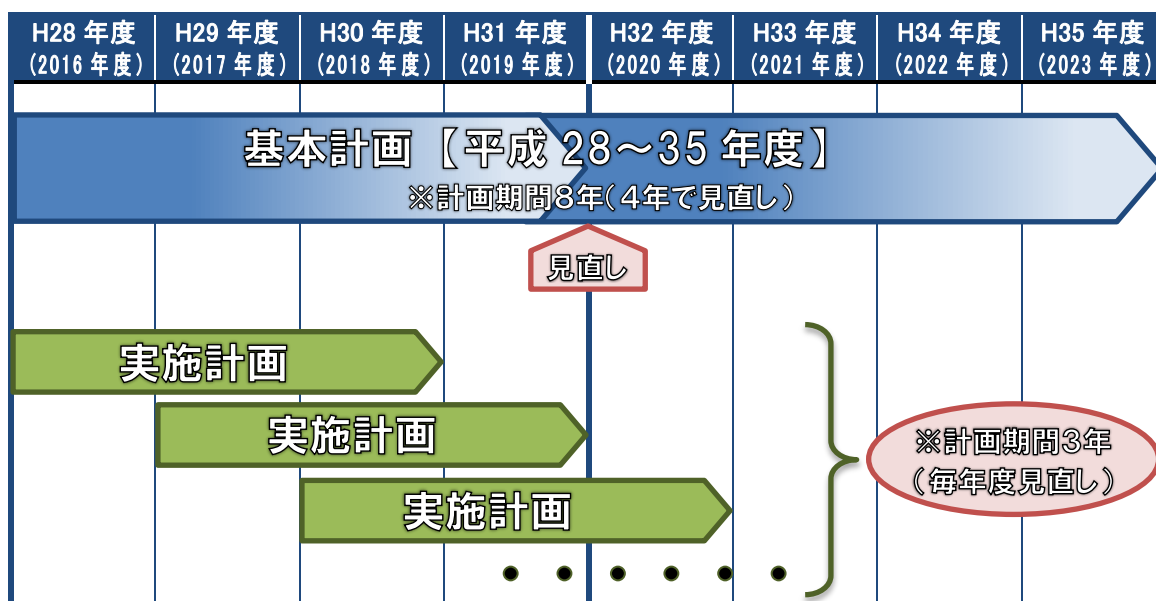
この計画は『基本計画』－『実施計画』の2層の構成とし、計画期間については今まで以上に実効性のある計画が求められることから、平成 28～35 年度の8年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や事業の取組状況を踏まえ、策定後4年で見直すものとします。また、基本計画においては、総合的に取り組むものを分野別施策に位置付けるほか、特に力を入れて取り組むものを重点施策と位置付け、厳しい財政状況が想定される中においても、持続可能な行財政運営を行い、次の世代へたしかな平塚をつなぎます。

(1)構成



(2)計画期間



4 本市を取り巻く状況

計画策定の踏まえるべき事項として、次の7点について整理します。

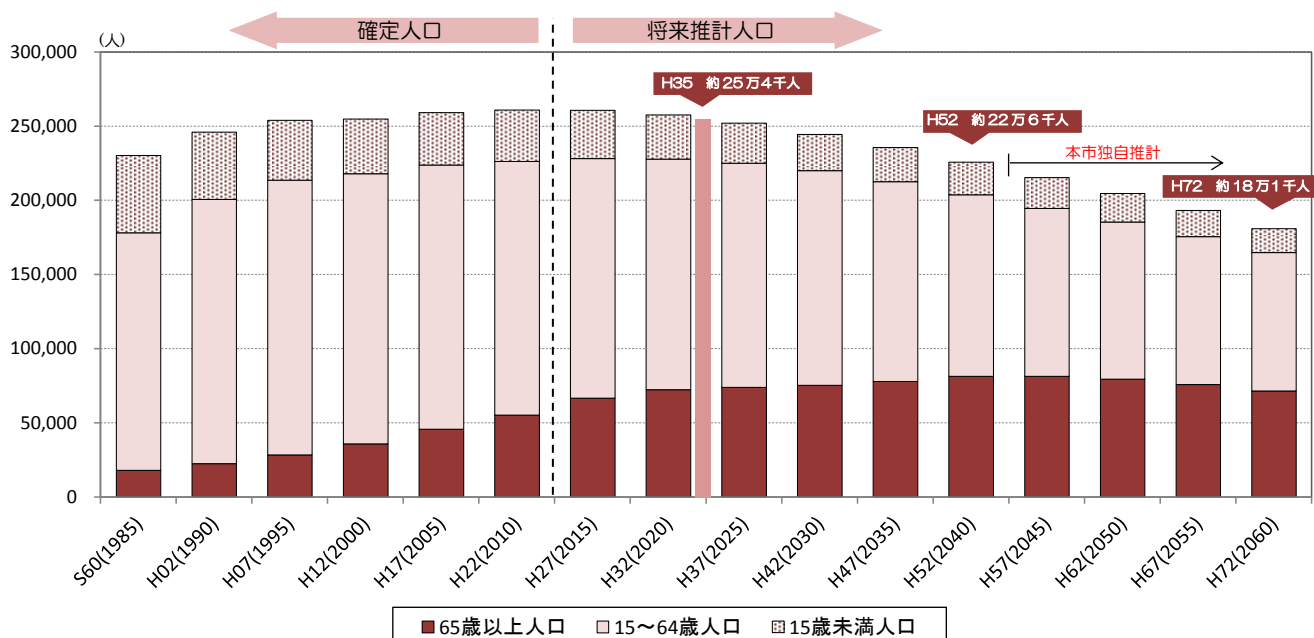
(1)人口減少社会の到来

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、平成27年1月1日現在では、25万6,970人となっています。

人口の動態を社会増減*と自然増減*に分けてみると、社会増減では、就職が理由と思われる20代前半の都心方面への転出が大きく、社会減となっています。また、自然増減では、平成23年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減で推移していることから、近年では社会減に自然減が加わり、人口減少が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後は自然減が大きくなることから、加速度的に人口減少が進み、本計画の目標年次である平成35年には約25万4千人、さらに平成52年には約22万6千人にまで減少するとされています。この国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市独自で平成72年までの人口を推計すると、昭和50年以前と同程度の人口にあたる約18万1千人(平成22年比31%減)になると見込まれます。

本市の人口の推移と見通し



【備考1】 平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】 平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

【備考3】 平成35(2023)年の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、平成32(2020)年と平成37(2025)年の総人口を直線的に補間*して算出

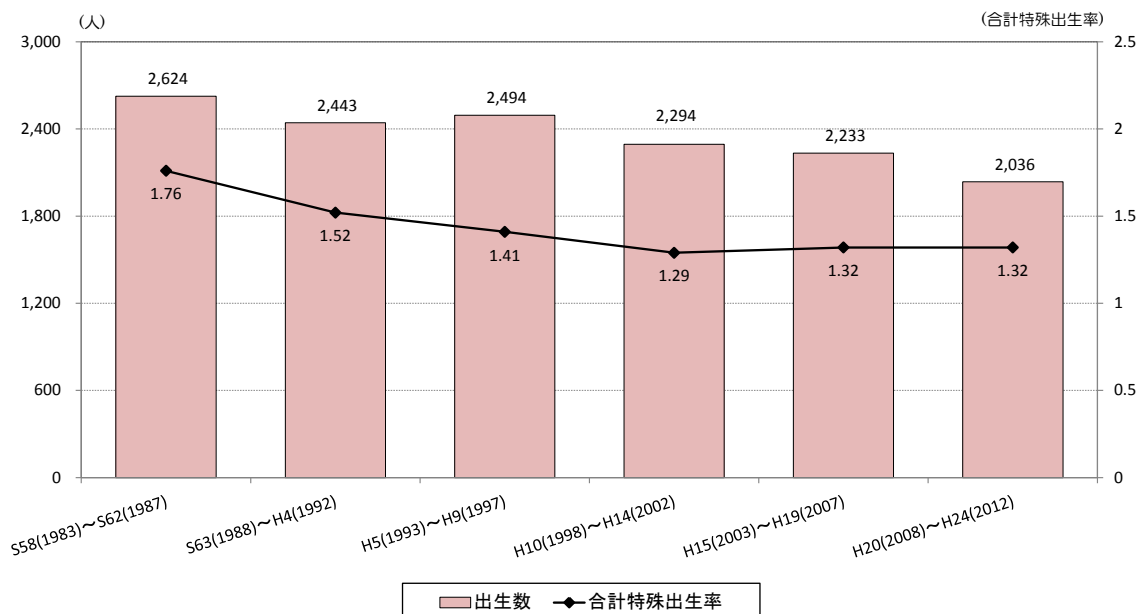
(2)出生率の低迷

本市の5年平均の出生数は、平成 20～24 年平均で 2,036 人となり、減少傾向にあります。出生数の減少が続いている要因としては、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題や、未婚率の上昇、晩婚化等が影響していると思われます。

人口を安定的に維持していくためには、合計特殊出生率*が 2.07 必要ですが、本市では近年 1.3 前後で推移しており、低い水準に留まっています。また、国の結婚や出産に関する意識調査を参考として、希望出生率*を算出すると 1.8 となり、出生の希望と現実との間にも差が生じています。

国全体で人口減少が進む中で、将来の経済活動や社会的機能の担い手を一定の規模で保持するとともに、人口構造の若返りを図るには、生まれてくる子どもの数を増やしていくことが必要です。そのためには、若者の子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを、長期的な視点から進めることが必要です。

本市の出生数（5年平均）と合計特殊出生率の推移



【備考1】 出生数は「平塚市統計書」から作成

【備考2】 合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」から作成

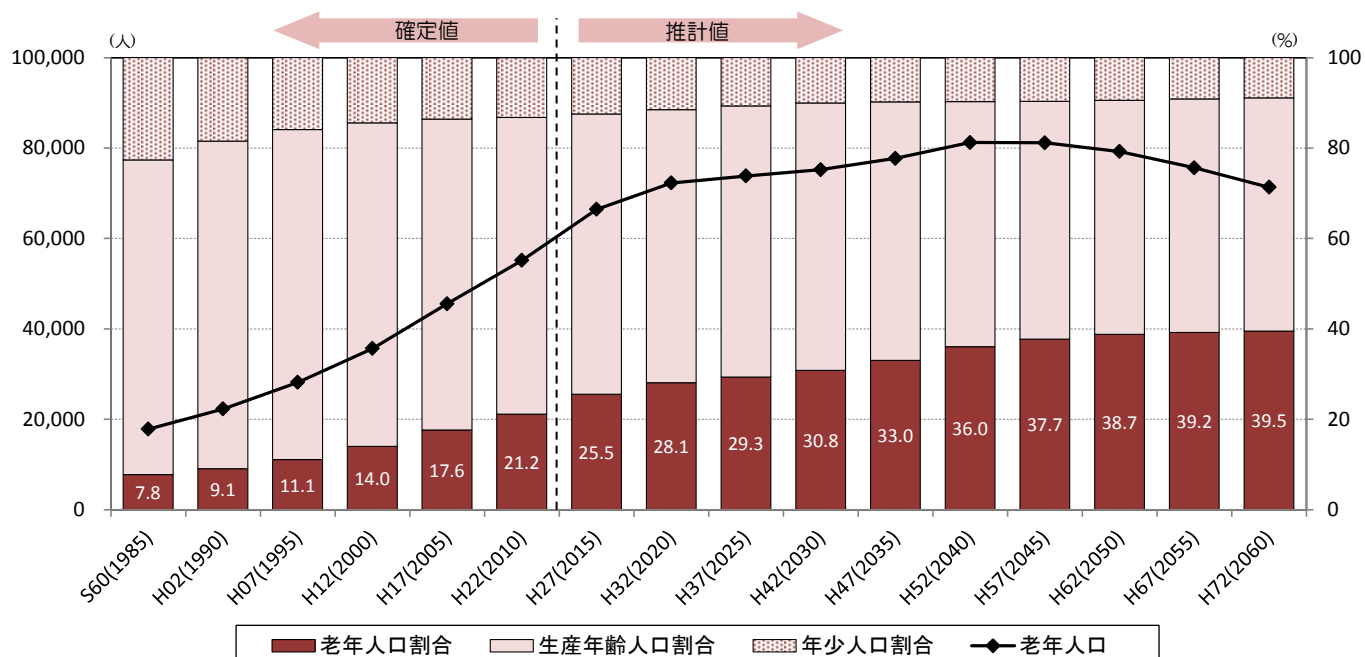
(3)高齢化の進展

本市の年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少して推移しているのに対し、老年人口（65歳以上）は、増加が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成52年頃には、昭和46～49年生まれの第2次ベビーブーム世代が老年人口に加わることや、平均寿命の延伸に伴い、高齢者数がピークを迎えると予想されます。また、総人口に占める老年人口（高齢化率）は、平成52年には36%に達し、その後も上昇すると推計されます。

高齢化の進展は、当面避けられず、今後、高齢化によって地域活動を支える人材が不足し、地域行事などの実施が困難になることが懸念されます。また、高齢化とあわせて、高齢世帯（世帯主の年齢が65歳以上の世帯）数、特に単身の高齢世帯数の増加が見込まれ、家族形態の変化により、子育てや介護などの家族機能が低下していくことが懸念されます。さらに、介護や入院が必要となる高齢者が増加することが想定されますが、少子化の影響により働き手が年々減少していくため、医療・福祉分野における人材不足も懸念されます。

高齢化によって想定される課題に対応するためには、高齢者が地域の中で自らの意欲や能力を発揮し、いつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めることが重要です。また、介護が必要になっても、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

本市の高齢者数の推移と見通し



【備考1】 平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】 平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

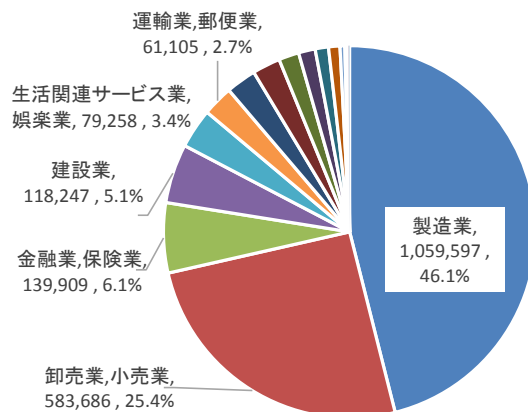
(4)地域経済の変化

本市の従業者数は、平成 24 年経済センサス活動調査※結果によると「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」となっており、「製造業」と「卸売業・小売業」の従業者数を合わせると、全産業の約 4 割を占めています。両業種は売上高も高く、2 業種で市内全体の売上高の約 7 割を占め、市内の経済や雇用を支えています。また、本市は、2010 年世界農林業センサスによると県内で 3 番目の経営耕地面積を有していることや、相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できる環境があります。このような環境も活かしながら、業種を超えた事業者間の連携によって、高付加価値を生み出す取組が進められており、地域の産業活性化に向けた動きが広がりを見せています。本市周辺の都市基盤の状況を見ると、さがみ縦貫道路の全線開通や国道 134 号の 4 車線化によって広域な道路アクセス網が向上しており、まちのポテンシャルを活かしたまちづくりを進めることで、企業立地や交流人口の増加によるまちの活力の増進が期待できます。

一方、経済活動のグローバル化※や情報通信ネットワークの拡大などを背景に、産業を取り巻く環境が大きく変化しています。全国と同様に本市でも、第 1 次産業や第 2 次産業の就業者数が減少する一方、第 3 次産業の就業者数が増加しており、就業構造が変化しています。また、市内の事業所数は、徐々に減少する傾向にあり、従業者数も事業所数と連動して減少し、市内市場が縮小しています。

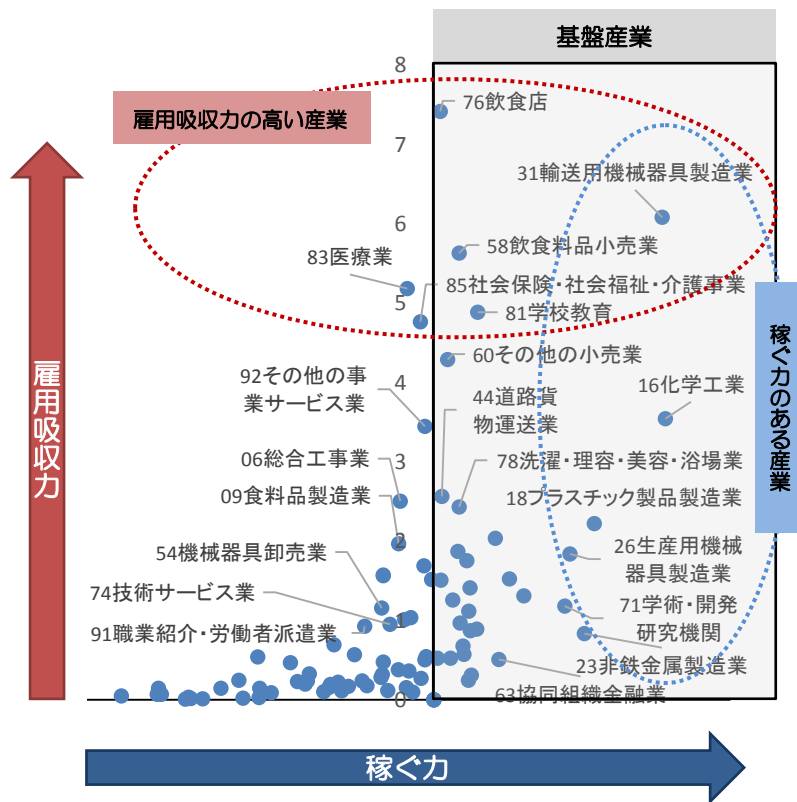
経済の低迷は、まちの活力の低下や雇用環境の悪化を招くと考えられますが、今後は、総人口の減少や人口構成の変化によって、地域内の消費の減少が見込まれ、地域経済への悪影響が懸念されます。豊かな暮らしを次の世代へ引き継ぐためには、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進することが必要です。また、地域の資源や特徴を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることにより、地域産業の活性化を図ることや、市民が安心して働けるよう、安定した雇用機会の創出を図ることが必要です。

本市の産業別売上高構成比(百万円)(平成 24 年)



【備考】 総務省「平成 24 年経済センサス活動調査」

本市の産業の稼ぐ力と雇用吸収力



(5)安心・安全の確保

本市は、穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし、甚大な被害を出す恐れのある大規模地震の発生確率が高まっていることや、全国各地で相次ぐ自然災害などから、市民の防災や減災※に対する意識は高く、地域防災力の強化が求められています。これまでも、地域防災組織等の関係機関と連携しながら、防災体制の強化や防災協定の充実などに取り組んできました。しかし、その間にも神奈川県では、国の新たな知見を取り入れ、津波浸水予測の見直しを行いました。また、今後、自然災害の大規模化が懸念される状況の中で、自然災害から市民の生命や財産を守るためには、建物やインフラの耐震化等による都市の防災機能の向上を図るとともに、自助・共助・公助※による災害対応力をさらに強化する必要性が高まっています。

日常生活の面では、まちの治安に不安を抱く市民も多く、暮らしの安心感を高めていくことが課題となっています。地域の安全は、子育て環境としても重視されていることから、子育て世代の定住を促進するためにも、まちぐるみで防犯に対する意識や活動を高めていく必要があります。

(6)魅力の創出

本市の夜間人口（常住人口）に対する昼間人口（従業地、通学人口）の割合は、低下する傾向にあるものの、市内に通勤・通学する市民の割合が高いことや、通学による流入人口が流出人口を上回っていることなどから、近隣市町と比較して高くなっています。本市は、東京圏に位置しながらも、学校や事業所が集まる拠点性を持った都市であるといえます。今後も多くの人が過ごすまちとなるためには、まちの魅力を磨き、高めていくことが必要です。

本市の自然的環境としては、西部に丘陵地のまとまったみどりが広がり、中央部には金目川水系の河川が流れ、その周囲には県下有数の生産高を誇る田園が広がっています。また、市街地には、緑豊かな総合公園が整備されており、多様な自然環境や身近な憩いの空間は、市民に魅力として感じられています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などの誘客につながる資源も有しており、これらの豊かな自然を後世に引き継ぐためには、適正な保全を図るとともに、交流やふれあいなどの場として活用を図る必要があります。

都市的環境としては、JR東海道本線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積しており、にぎわいある空間となっています。まちの活力を高め、一層のにぎわいを創出するためには、新たなまちの拠点づくりを推進するとともに、中心市街地では、都市機能の集積を図り、人の流れを呼び込む好循環を生み出し、中心市街地全体の魅力アップを図ることが必要です。先人から引き継いだまちの資源を保存・活用しながら、快適で魅力あふれる都市空間の形成を図っていく必要があります。

(7)持続可能な地域経営

市の歳入面では、今後人口減少が進み、それに伴って労働力も少なくなるため、これまでのような高い経済成長による右肩上がりの税収は、期待できない状況にあります。一方、歳出面では、平成 19 年度に歳出の 16.8%であった社会保障の関連経費である扶助費は、平成 26 年度に 25.6%と約 8.8 ポイント増加しており、今後も高齢化の進展によって支出の増加が見込まれています。また、本市では、人口増加や高度経済成長を背景として、多くの公共施設を集中的に整備してきました。そのため、公共施設の大規模改修や更新する時期も集中することとなり、間もなく多くの施設が耐用年数を迎えることから、それらをすべて維持・更新するには莫大な費用が必要となります。

このような見通しは、将来世代の税負担が増加し、世代間の不公平をもたらすことにつながります。また、今後、歳入と歳出が均衡する見通しが立たなければ、災害への備えやインフラ※施設の維持など、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

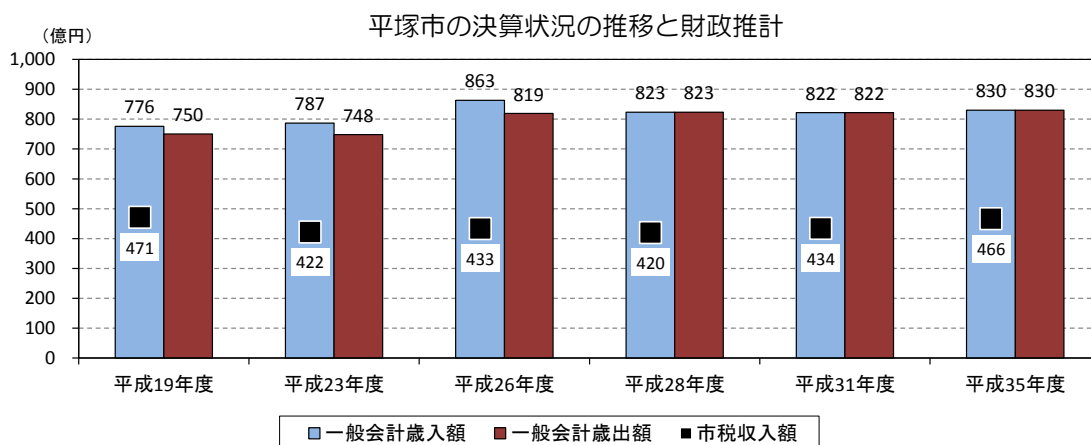
これらの課題に対応するためには、行政サービスの効率化を図るとともに、行政サービスの見直しを進め、持続可能な行財政運営に向けた対応が求められます。また、限られた財源の中でも、市民の安全が確保され、市民が幸せな暮らしを実現することができるまちを目指すには、まちづくりの各主体が適切な役割分担のもとで、力を発揮できるまちづくりを進めていくことが重要です。

(8)財政状況の見通し

計画期間における財政状況を見通すに当たり、歳入については、市税は国の示す成長率や人口動態などを加味して算出しました。また、その他の費目についても、過去の実績などを踏まえ推計しました。歳出については、少子高齢化を考慮して扶助費等を算出するとともに、過去の実績や今後の計画なども踏まえながら、投資的経費等を推計しました。

その結果、本市の一般会計における財政規模は、平成 28 年度から平成 35 年度までの計画期間において、概ね年間 800 億円台で推移するものと見込んでいます。

これらの見通しを踏まえ、総合計画を着実に実施していきます。



5 「選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

人口減少や少子化、高齢化が急速に進む社会情勢においても、地域経済の活性化、子育て支援や超高齢社会への対応などの日常生活の安心確保に加え、自然災害などへの対応力強化へ取り組むことにより、地域の豊かさの維持、向上が可能となり、本市が、市民が幸せに暮らし、更には、人や企業に選ばれるまちとなることへつながります。ここで、本市を取り巻く状況を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として導きました。

重点課題1 「地域経済の活性化」

都市としての活力を維持するため、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進するとともに、地域の資源や特徴を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることによる地域経済の活性化を図ることが重要です。

重点課題2 「子育て支援」

子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりが重要です。

重点課題3 「超高齢社会への対応」

高齢者がいきいきと暮らせる社会の構築に向けて、高齢者がいつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めるとともに、介護が必要になっても、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

重点課題4 「安心・安全なまちづくり」

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助^{*}による災害対応力をさらに強化するとともに、まちぐるみで防犯や交通安全に対する意識や活動を高めていくことが重要です。

序論 第2章

将来展望

- 1 人口の展望
- 2 土地利用の考え方

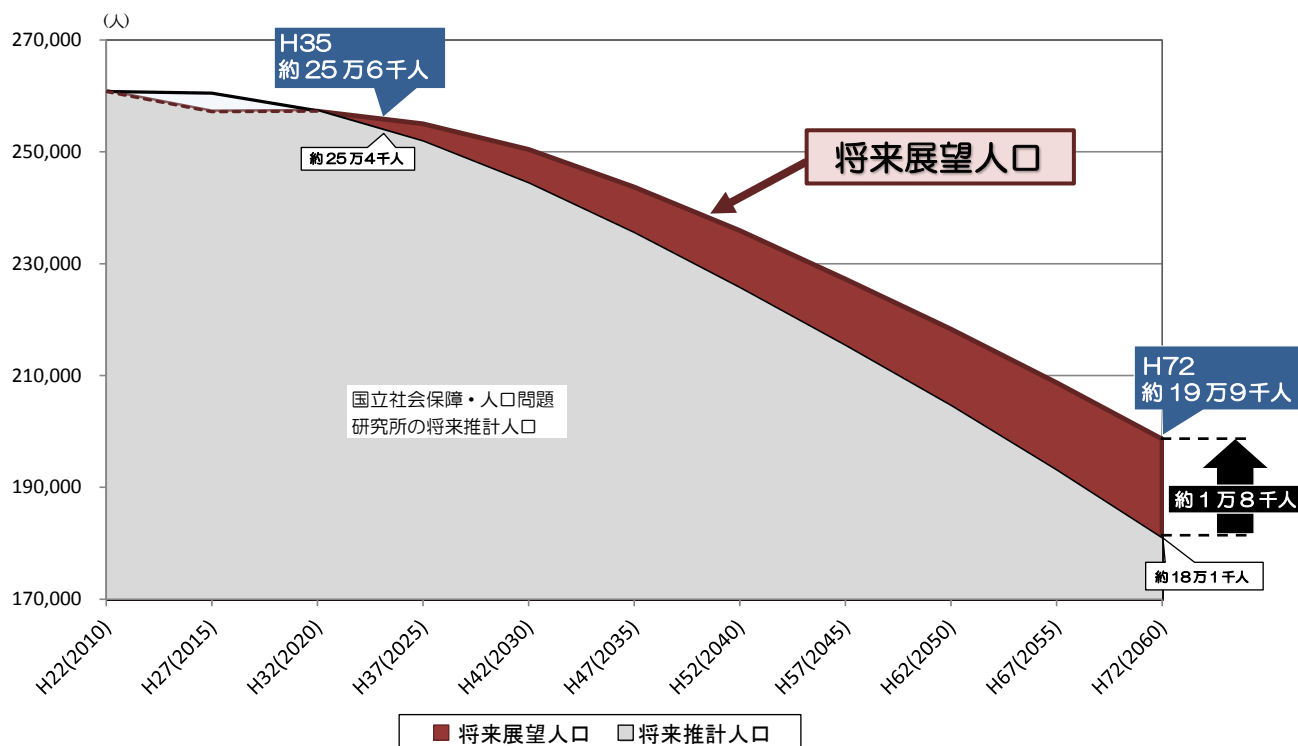
1 人口の展望

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や、雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。人口減少期へ移行した本市においても、今後、人口減少による悪影響が懸念されます。本市が将来にわたりまちづくりを進めていくためには、市民や国・県・近隣市町村などと連携しながら、対策を進めることが求められます。

本市には、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る製造業をはじめとし、雇用吸収力を持つ産業があります。このような地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少子化対策などの若い世代が地域で安心して子どもを産み、育て、暮らし続けられるためのまちづくりを進め、さらには、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率※や社会移動の状況が改善すると、平成 35 年に約 25 万 6 千人、平成 72 年に約 19 万 9 千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口）と比較すると、平成 72 年時点において約 1 万 8 千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。

本市の人口の将来展望



【備考 1】 将来展望人口は、合計特殊出生率の向上と、転入出の均衡により、達すると考えられる人口

【備考 2】 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市において平成 52（2040）年時点の出生・死亡・移動などの仮定を平成 72（2060）年まで延長して推計したもの

2 土地利用の考え方

本市は、湘南地域の中核都市※として、都会性と自然性をあわせもち、様々な生活スタイルが選択できる特性を活かし、平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきました。

しかし、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応、また、適切な管理がされていない空家※などへの対応が求められています。

こうした中、本市を取り巻く状況として、さがみ縦貫道路の全線開通や国道 134 号の4車線化による広域的な幹線道路の整備が進み、関東圏域を超え、多くの人やモノ、文化等の交流を図ることのできる状況下におかれます。

このようなことから、諸課題に対応するとともに、取り巻く環境の変化を好機と捉え、本市の特性を活かしたまちづくりを進め、観光などによる多くの人の交流や新たな産業経済活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用を目指します。

(1)都市づくりの基本構造

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の整備、更に、平塚駅から海岸へのシンボル軸の整備を進めます。

市街地では多極的に諸機能を集約、ネットワーク化させた地域生活圏の形成を図ります。

更には、東西交通軸の整備による周辺の広域幹線道路へのアクセスの向上により、今後の都市づくりを支えます。

また、相模川から相模湾、西部の丘陵につながるみどり・水辺ゾーンや田園ゾーン等で都市の骨格やその周辺の市街地を包み、自然環境と都市環境が調和し、美しい景観で快適に暮らせるとともに、災害に強いまちを目指します。

(2)土地利用の基本方針

(ア)都市の活力を高める土地利用の誘導

本市の商業・業務機能の中心となる南の核では、商業・業務、文化と居住との共存を図るとともに高度利用※を促進し、中心市街地の魅力とにぎわいの向上に努めます。

ツインシティ大神地区では、環境との共生を理念とした新たな産業や業務機能などが集積する魅力あるまちづくりに努めます。

南北都市軸やシンボル軸では、産業集積ゾーンの維持発展を基本として、沿道土地利用の純化や活性化に努め、魅力ある空間づくりに努めます。

また、海岸地域では、広域的な幹線道路の開通による首都圏からの観光などの交流を見込み、海の魅力を高める拠点づくりに努めます。

(イ)安全・快適な居住環境を形成する土地利用の誘導

市街地内の安全・快適な居住と生活利便性の向上を図るため、防災対策を進めるとともに、公共・公益施設の利便性の向上や有効活用を図り、環境に配慮したうるおいのある歩いて暮らせる地域生活圏の形成に努めます。

また、郊外部においては、農業集落の居住環境や農業生産環境の改善をめざし、土地利用の適正な誘導に努めます。

(ウ)自然環境や街並み景観の保全、向上

西部地域などのみどりや田園、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源を次の世代へ引き継ぎ、その自然の恵みを享受するため、適正な保全を図るとともに、学術機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりに努めます。

また、それらの自然資源や地域固有の歴史・文化などの資源を活かしながら、まちづくりのルールを通じて、さらに魅力ある街並みが形成されるよう、その誘導に努めます。

(3)土地利用の方向

(ア)住居系用地

道路や公園などの都市基盤施設の整備など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域生活圏の形成に必要な土地利用の誘導と地域資源の有効活用に努めます。

既存住宅地では、地域の特性を活かした街並みの形成や緑化の推進などを図り、安全で快適な居住環境の形成に努めます。また、新たに完成した住宅地では、良好な居住環境の創出と保全に努めます。

(イ)商業系用地

平塚駅周辺の中心商業地は、魅力ある商業・文化機能などの充実を図るため、土地の高度利用^{*}と公共施設・用地の有効活用などを図るとともに、まちなか居住を促進し、魅力とにぎわいのある良好な中心市街地の形成に努めます。

地域の商業地は、地域のもつ特性に合わせて、商業施設や福祉施設など暮らしを支える機能の充実に努めます。

(ウ)工業系用地

既存工業地は、土地利用の混在を抑制しつつ、生産環境の充実や産業機能の高度化に努めます。

また、新たな産業の立地を図るため、ツインシティ大神地区を中心に、先進的な産業と研究、生産機能の向上につながる土地利用の誘導に努めます。

(エ)農業系用地

農地が農業生産の場として有効に活用できるよう努めます。また、環境保全や防災機能など農地のもつ特性を活かし、まちづくりと調和した利用に努めます。

(オ)丘陵・水辺

丘陵のみどりや水辺（海・川）の豊かな自然、動植物の生態系の維持・保全に努めます。また、学術機関や研究所などを活かした交流やふれあい、レクリエーションの場づくりなど自然環境を活かすとともに活性化に努めます。

(カ)公共・公益用地

使いやすく親しみやすい公共・公益施設サービスと、その効率的な整備や運営などを図るため、民間企業の経営力や企画力を適正に活かしながら、適正な配置、機能更新、ユニバーサルデザイン※を取り入れ、公共サービスの充実に努めます。また、環境に配慮したうるおいのある土地利用を図り、まちづくりの拠点としての活用に努めます。

序論 第3章

総合計画の実現に向けて

- 1 まちづくりの基本姿勢
- 2 総合計画の進行管理

1 まちづくりの基本姿勢

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展などによる厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくために、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開していきます。

(1)誇りと愛着を持てるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちへの誇りと愛着を醸成し、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指すことで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

「新たな魅力の創出」や「弱みの改善」に取り組むとともに、SNS※やマスメディアなどの多様な情報手段を活用し、本市の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーション※を推進し、人の転入促進・転出抑制及び企業の進出増加・流出減少につなげます。

(2)市民や企業等との協働によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちづくりの主体である市民の関わりによって市政を進めていく必要があります。また、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりを進めるとともに、新たな公共サービスの担い手として様々な分野で活躍の場を広げている NPO 法人や企業、さらには、多くの専門的知見を有する大学との一層の連携も必要です。

市は市政情報の積極的な発信や、市民、企業、大学などとの情報共有等の取組を進めるとともに、多様な方法による市民参加や、知識、経験、技術等を活かす協働の機会を提供します。

(3)行政間の連携によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、複雑化、高度化する課題への的確な取組や、本市のすぐれた特性を十分に活かした取組が必要となっています。

国や県、他の市区町村との政策上の連携が、本市の施策推進において、より成果の発揮が期待できる場合には、関係する行政間で連携を進めていきます。

(4)効率的・効果的な行政運営によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、経営資源を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供することで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適※」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図ります。

2 総合計画の進行管理

基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐためには、定期的に事業内容などの見直しを行うことが必要となります。

そのため、成果を見極めるための数値目標、及び成果指標等を設定し、「Plan（計画）－Do（実行）－Check（点検）－Action（改善）」といった、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、施策や事業の成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。

